

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【津波対策】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
避難対策	○津波の正しい知識について、住民が十分理解していなかったため、第二波、第三波の津波による犠牲者が生じた。	○住民に対して津波の知識の周知や防災教育を行う。市町村に対しては津波避難計画の作成を支援する。	○自治会や自主防災組織等への津波に関するパンフレットの配布、DVDの貸出、講演により、住民に対する知識のより一層の普及を図る。	見直し又は実施済
			○専門家を構成員とする「東日本大震災千葉県調査検討専門委員会」の意見等を踏まえ、東京湾内を含めた津波浸水予測図を作成する。	年度内に見直し又は実施
			○上記の津波浸水予測図に基づく、市町村の津波ハザードマップや「津波避難計画」の作成を支援する。	来年度以降に対応
		○津波警報が発令された場合の学校の避難行動について、予め計画しておく。	○教育委員会で作成する「災害時における実働計画」に津波警報が発令された場合、原則として学校等に留め置くことを周知することを位置付けた。	見直し又は実施済
水門の操作等	○東京湾内の港湾管理者が所管する一部の水門において、通信機能の低下による伝達の遅延や交通渋滞に巻き込まれたことにより閉鎖作業に遅れが生じ、津波による浸水を招いた。	○津波警報が発令された場合の対応について、今回の震災を踏まえ、ハード・ソフトの両面から体制を整備する。	○津波警報等が発令された場合、水門が確実に閉鎖されるよう操作受託者への情報伝達の徹底強化を図るとともに、運用マニュアルを作成し、受託者と連絡がつかない場合には、県職員が自ら水門操作を行うこととする。 さらに、必要な水門については、災害時優先電話・衛星（携帯）電話等、複数の伝達手段を確保するとともに、受託者と県の各自が自動車以外に自転車等の複数の交通手段を確保する。	年度内の一部見直し
			○地盤の低い背後地を抱えた水門について、遠隔操作により自動閉鎖させるには、予算の確保と改修工事に時間を要するため、順次整備を進め、津波警報発令時などに迅速な対応が行えるようにする。	来年度以降に対応
	○津波発生時における河川水門の操作員の安全確保や迅速・確実な操作など、水門操作のあり方が課題となっている。	○水門操作員の安全を確保しつつ、津波発生時の適切な水門操作が図られるよう、操作方法等について各市町と協議を行い、水門の規模や地域に応じた対策を講じていく。	来年度以降に対応	

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【津波対策】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
護岸施設等の整備	○予想を超えた規模の大きな津波が発生したため、護岸施設が破壊され、住家や漁港、農地・農業用施設等、甚大な被害が発生した。	○津波に対する防護施設の整備を順次進めていく。	○被害が顕著であった九十九里沿岸について、海岸の利用形態や環境面に配慮した津波対策を進めていく。河川の河口部についても同様に対応していく。 ○港湾における津波に対する防護のあり方の再検討を行い、対策を推進していく。	検討中
		○今回一定の効果が認められた海岸保安林の整備育成をする。	○海岸保安林の整備・育成には、予算と時間を要するため、今後、効果的な整備場所の検討を含め計画的に進めていく。	検討中

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【液状化対策】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
知識の普及	○軟らかな砂層が厚い東京湾岸地域や利根川沿いの埋立地などにおいて、甚大な液状化被害が発生した。	○県民に対し、液状化に関する情報を周知するとともに、県民や各事業主体の液状化対策を促進する。	○「東日本大震災千葉県調査検討専門委員会」からの提言を受けて、液状化しやすさマップを新たに作成し、県民に周知する。	年度内に見直し又は実施
			○被害を軽減する有効な工法を提案、県民や各事業主体の対策を促進する。	年度内に見直し又は実施
ライフライン等の液状化対策		○液状化に強いライフラインの整備等を計画的に行う。	○県水道局では、管路の耐震性を向上させるため、平成18年度から全面的に耐震継手を採用するなど耐震化を進めている。	実施中
			○県内水道事業体においては、管路等の耐震性を向上させるため、国庫補助金等を活用し、計画的に更新を行う。	実施中
			○今回、液状化により被災した橋梁や護岸などは、再び液状化した場合でも被害が生じない対策を実施する。	実施中

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【備蓄・物流対策】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
燃料の確保	○県の各機関の自家発電設備の燃料や公用車の燃料が不足した。	○計画停電のみならず、地震による停電等を踏まえ、多様な方法により燃料を確保する。	○石油商業組合（小売）との災害時における燃料の供給協定を締結し、出先機関を含む全庁の必要量を確保した。（12月13日協定締結）	見直し又は実施済
備蓄・物流の基本方針	○飲料水やすぐに食べられる食料、また、女性の視点からの物資などの備蓄・物流体制（備蓄主体・備蓄品目等）が不十分であった。	○備蓄・物流の基本的な考え方を整理する。	○県民、事業所、市町村及び県などの各主体が備蓄すべき物資の種類、量の考え方、また、民間物流業者との連携の考え方について備蓄・物流の基本指針に位置付ける。 ○県水道局及び他の広域水道は、応急給水と飲料水の備蓄の役割について関係市と協議する。 ○県でレトルト食品等を確保するため、食品業者等との協定を見直す。	年度内に見直し又は実施
物流計画の策定	○被災地への備蓄物資の配送が、交通渋滞や燃料不足により遅れが生じた。また、備蓄物資の積み下ろしについて、機材を有しておらず、時間と人員を要した。	○民間事業者と連携した物流計画を策定する。	○民間業者のノウハウと資機材を生かすために、民間業者と連携した物流計画を平成23年度内に策定する。	年度内に見直し又は実施

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【帰宅困難者等対策】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
発生抑制	○地震による鉄道の運休や駅舎の閉鎖などにより、県内で約11万7千人の帰宅困難者が発生したが、情報連絡体制が不十分であったため、適切な誘導等が行えず、一部に混乱が発生した。	○帰宅困難者等の発生をできる限り抑制する。	○各種防災訓練や講演会において、発災時に家族との連絡を取るための「災害時伝言ダイヤル」を周知するとともに、パンフレットなどで広報を実施する。	見直し又は実施済
			○九都県市首脳会議及び首都直下地震帰宅困難者等対策協議会において、他都県市と連携し、ポスターやインターネットなどを通じ、「むやみに移動を開始しない。」という基本ルールの周知徹底を図る。	年度内に見直し又は実施
			○千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、市町村や民間企業等と連携し、平成24年3月に一斉広報を実施する。	年度内に見直し又は実施
駅周辺などの支援体制づくり		○今後発生する可能性が高い首都直下型地震を踏まえた帰宅困難者に対する支援体制を構築する。	○千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、各駅周辺の実情に応じ、鉄道事業者、市町村、駅周辺の民間企業等が連携して対策を実施するための「駅周辺帰宅困難者等対策協議会（仮称）」の立ち上げに向けたガイドラインを策定する。	見直し又は実施済
			○上記ガイドラインに基づき、「駅周辺帰宅困難者等対策協議会（仮称）」の立ち上げに向けた支援を実施する。	見直し又は実施済
緊急連絡体制の確立と安全の確保		○情報提供体制の構築と一時滞在施設の増加を図り、帰宅困難者等の安全を確保する。	○「駅周辺帰宅困難者等対策協議会（仮称）」において、鉄道事業者、市町村、駅周辺の民間企業等との間の情報連絡体制について検討を行い、連絡体制を構築する。	見直し又は実施済
			○一時滞在施設としての使用が可能な県有施設について各部局に照会したうえ、利用可能な施設を決定する。	年度内に見直し又は実施
			○市町村施設や民間施設を一時滞在施設として指定する場合の「施設運営マニュアル」のひな型を作成し、各市町村や企業等へ示す。	年度内に見直し又は実施
徒歩帰宅支援		○徒歩で帰宅する帰宅困難者等の支援を行う。	○九都県市首脳会議及び首都直下地震帰宅困難者等対策協議会と連携し、帰宅支援ステーションの増加を図る。	見直し又は実施済
			○千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、帰宅支援対象道路の選定及び支援マップの作成を行う。	年度内に見直し又は実施

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【帰宅困難者等対策】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
施設 滞留 児童 対策	○今回の災害時において、保護者の帰宅が困難となった場合に生じる保育所や放課後児童クラブの滞留児童について、保護者に対する被害状況や避難状況等の情報提供や施設における食糧の備蓄等が不十分であった。	○滞留施設の防災訓練・災害用備蓄の強化を図るとともに、児童の心のケアを実施できる体制を整備する。	○県は、市町村を通じて、保育所等に対し、平常時から児童の帰宅困難・施設滞留ケースを想定して、保護者に対する情報提供等の体制整備を図るとともに、情報の収集伝達・発信、児童・保護者の安否確認等の防災訓練を実施するほか、食糧、飲料水、生活必需品、寝具及び防災用品等必要な備蓄を行い、さらに、災害時には必要に応じて児童等への心のケアが行える体制整備を図るよう指導する。	年度内に見直し又は実施

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【放射能事故対策】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
モニタリング・情報提供	○原子力発電所事故発生の初期段階において、本県への影響に関し、放射性物質の測定や情報提供の体制が整備されていなかったため、県民に対する情報提供が十分でなかった。	○モニタリング及びその結果の公表体制を整備する。	○大気、水道水、汚泥、飼料、堆肥、河川水、農産物などのモニタリング及び測定結果の公表体制を整備し、実施している。	見直し 又は実施済
総合相談窓口	○県民からの放射線に関する問い合わせは、多岐にわたるものが多く、それぞれの課では相談内容に十分に応じられなかった。	○総合相談窓口を設置し、全般的な相談について総合窓口で対応する。	○放射線に関する総合窓口を12月に千葉県災害復旧・復興本部に設置し、全般的な問合せに対応するとともに、専門的な相談についても関係各課と調整を行い県民の相談に適切に対応できる体制を整備した。	見直し 又は実施済
県民広報	○食品や大気等に含まれる放射性物質の健康への影響についての県民からの問合せへの対応については、国や専門機関の情報が必要であり、県では直ちに対応できないものもあった。	○食品や大気等に含まれる放射性物質の健康への影響について、国や専門機関の情報を整理した上で、県民の問合せに対応するとともに広報を行う。	○放射性物質の専門機関等の協力を得て、職員の知識の向上を図り、ホームページ等で県民への情報提供を積極的に行っている。	見直し 又は実施済
マニュアル	○原子力発電所事故の直接的な影響がないと考えられていたため、放射線量の測定などの担当部署や業務が定められていなかった。	○今回の原子力発電所事故の影響を踏まえ、各種マニュアル等を整備する。	○国の動向に注視しつつ、今回の原子力発電所事故が本県に与えた影響や本県の対応状況を踏まえ、県が行うべき対策を地域防災計画や各種マニュアル等に位置付け、事故が発生した場合に速やかに対応出来る体制を整える。	年度内に 見直し 又は実施

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【庁内体制】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
本部運営	○被害状況に照らし、即時に対応しなければならない場合であっても、災害対策本部会議で応急対策等を協議することとなっている。	○事象に対する対処方針を速やかに決定できる体制を整備する。	○災害対応の対処方針の決定について、早急に対応しなければならない場合など、本部会議を開催するいとまのない場合は、本部長、副本部長及び事務局長等において、速やかに対応方針を決定するとともに次に開催する本部会議で報告し、情報共有を図る。	見直し又は実施済
本部運営	○災害対策本部事務局各班の業務が大きくくりで、各班の中での役割分担が明確でなかった。 ○兼務等のため、複数業務が集中した際の対応に苦慮した。	○本部事務局の各班の事務分担及び人員配置の適正化を図る。	○県災害対策本部事務局の班編成を見直すとともに、兼務を廃止し、初動時に迅速かつ的確に対応できるような体制に改める。	見直し又は実施済
本部運営	○県庁内の所管が予め決められていなかった新たな業務について担当する部署を調整するのに時間を要した。	○可能性のあるあらゆる災害業務について、予め担当部署を定め、発災時に迅速な対応が出来るよう体制を整備する。	○東日本大震災の災害対応を踏まえ、予め可能な限り担当部署を定める。 下記業務に係る応急対応については、災害対策本部事務局体制の下に実施する。 ・原発事故への対応 ・計画停電への対応 ・活動車両用（公用車等）燃料不足への対応	見直し又は実施済
本部運営	○事務局職員の中には、登庁に相当の時間を要する職員がおり、勤務時間外に発災した場合、職員の参集に時間を要し、本部事務局の設置など対応が遅れる恐れがある。	○各課における本部事務局職員の指名は、速やかに登庁できる者を充てることを徹底する。	○本部事務局職員は、地域防災計画に記載のとおり、原則として“4 Km圏内居住者”とし、該当職員がいない場合などの例外として、自転車により30分程度で登庁できる者に限ることとする。	年度内に見直し又は実施
支部体制	○県内の広い範囲（複数箇所）で大きな被害が発生することを想定し、支部と現地派遣班、現地災害対策本部の役割を見直す必要がある。 ○複数の現地対策本部を設置する必要性が生じた場合、本庁から現地対策本部長を派遣することは困難である。	○支部の機能を強化し、管轄の市町村の支援の窓口とする。	○現地対策本部長には、災害対策本部支部長を充てること出来るものとする。 ○支部の活動マニュアルを作成する。	年度内に見直し又は実施

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【庁内体制】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
B C P	○防災担当者は、所属業務と災害対応業務を同時に行うこととなった。	○災害時において、兼務事務局員は、防災業務に専念する。	○各所属で業務継続計画（BCP）の業務を再認識、精査し、災害時は、防災担当者がいなくても所属業務が継続できるような体制を構築する。	年度内に見直し又は実施
情報収集	○災害対策本部支部（地域振興事務所）を活用した現地の情報収集が不十分だった。 ○市町村が被災者支援に追われたため、県への被害状況の報告が遅れた。	○各支部は、現地の情報を速やかに伝達する。	○災害対策本部支部（地域振興事務所）は、直接被災地に出向き、防災情報システムでは得られない情報など、現地の状況を収集し、本部に伝達するなど、本部事務局の情報収集を補完する。	見直し又は実施済
情報収集	○市町村からの各被害情報が一元化されていなかった。	○県庁各課で収集している被害情報を災害対策本部事務局内に一元化し、庁内における情報の共有化を図る。	○庁内での情報収集の実態を整理した上で、重複しているものについては、災害対策本部事務局に一元化し、関係課に速やかに提供することで庁内の情報の共有を図る。	見直し又は実施済
情報収集	○市町村職員への防災情報システムの操作方法等の周知が不十分であった。	○システムの利用者に対して、操作方法を習得させる。	○各市町村の担当者に防災情報システム（通常年度当初実施、今年度は10月及び11月に実施）の研修会で操作方法を徹底する。	見直し又は実施済
情報収集	○地震による通信機能の低下により、被害情報の伝達や被災地に派遣した職員との連絡に支障があった。	○災害による通信機能の低下を想定し、予め複数の通信手段を確保する。	○防災無線や災害時優先電話など災害時でも使用可能な手段による被害情報収集体制を確立するとともに、比較的、通信可能であったメール等の活用を含め、多様な連絡手段を確保する。	年度内に見直し又は実施
			○今回の震災で有効であった災害時優先携帯電話や衛星携帯電話の新規購入及び拡充等について検討する。	検討中

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【庁内体制】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
情報収集	○災害復旧に係る現場対応に追われ、県内水道事業体からの被害状況の報告が滞り、的確な収集ができなかった。	○県及び各水道事業体における体制の強化を図る。	○今回の震災を踏まえ、県及び水道事業体において、給水区域内全域の被害を想定した情報収集・連絡体制を構築するとともに、報告様式の見直しを行う。	年度内に見直し又は実施
情報発信	○総合相談窓口（広聴室）では、災害対策本部事務局や担当課の持っている情報を共有できなかったため、県民や事業者からの問合せへの回答等に時間を要する事例が生じた。	○広聴室と災害対策本部事務局（広報・渉外班）との連携を強化し、広聴室の総合相談窓口機能やHPでの情報発信機能を強化する。	○災害対策本部の情報が迅速に広聴室に入り、県民からの相談に速やかに対応できるよう、本部事務局に広聴室との連絡調整担当を配置する。 ○ホームページに「Q&A」や、より詳細な情報を掲載するとともに、個人被災者や被災した中小企業者、農林漁業者等への支援制度を発災後、迅速に公開するなど、県民のニーズにあった情報提供を行う。	見直し又は実施済
情報発信	○災害対策本部事務局において、報道担当者がほかの業務と兼務して対応するなど、県民への情報発信業務が円滑に行われなかった。	○災害対策本部事務局の情報発信の機能を強化する。	○災害対策本部事務局に専任の報道担当官を設置し、円滑な情報発信を図る。	見直し又は実施済
情報共有	○県の企業からの相談窓口や融資に関する事など企業に対する支援策について、問い合わせに対応できる情報共有の体制がなかった。	○適切な情報発信が出来るように情報共有の体制を整備する。	○関係部署で情報の共有化を図り、県の企業に対する支援策を県ホームページに掲載する。	見直し又は実施済
情報共有	○事務局と水道部門において、自衛隊への応援要請に関する情報が共有されず、水道事業体が、被災地において応急給水に係る状況把握が困難であった。	○災害対策本部で収集した被害情報等は、速やかに関係部署へ提供する。	○事務局と庁内関係部署の情報共有を図り、的確な応急対応を図る。	見直し又は実施済

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【庁内体制】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
災害時要援護者への対応	○外国人対策として、災害時には、市町村からの要請に基づき、(財)ちばコンベンションビューローに登録している語学ボランティアを派遣できる制度があるが、活用されなかった。	○避難所にいる外国人に対して、語学ボランティアは有効であり、その周知をさらに進める。 ○災害時に外国人支援を行うボランティア(サポーター)を養成する。	○発災時ではなく、平時から制度の周知が必要であるため、市町村職員(国際化担当)が出席する会議において、制度の周知を図る。 ○災害時外国人サポーター養成講座を開催する(本年度は1月28日及び2月4日に実施)。	見直し又は実施済
災害時要援護者への対応	○県が市町村に対して行ったアンケートによると避難誘導や避難所運営において、介護を要する高齢者などの要援護者への配慮不足の事例があった。	○災害時要援護者に配慮した避難誘導や避難所運営を実施する体制の整備を促進する。	○市町村における要援護者別の避難支援プランや、要援護者に配慮した避難所運営マニュアルの作成を促進するため、平成21年度に県が策定した「災害時要援護者避難支援の手引き」を今後さらに周知していく。	見直し又は実施済
男女共同参画	○県が市町村に対して行ったアンケートによると避難所運営や設備面での女性や子育てへの配慮不足の事例があった。	○避難所における女性の視点に配慮する。	○男女共同参画と防災について、避難所の運営等に関する好事例の紹介を行い、市町村職員を対象とした研修を実施する。	見直し又は実施済
応急復旧	○水道局の災害時の応急活動の特殊性から、従事する人員が不足していた。	○業務経験のあるOBの活用や、業務経験者の応援要請なども考慮に入れた災害対応体制を確立する。	○水道局においては、千葉県水道管工事協同組合からの応援を強化するとともに、県内外の水道事業体への応援要請を迅速化する一方、昨年11月から施行した水道局退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、不足する職員数を補完する。	見直し又は実施済
			○各部局においても、災害時における、技術や知識、また、経験のある職員の応援やOBの活用など、幅広く経験者を活用できる体制を検討する。	来年度以降に見直し又は実施

東日本大震災を踏まえた課題と対応

【庁内体制】

項目	東日本大震災に係る課題・問題点	県の考え方	課題・問題点に対する対応・対策及び今後の震災に向けた取り組み	対応状況
応急復旧	○水道局において、液状化による水の噴出と漏水の区別が分かりづらいことや交通渋滞、また、他のライフラインの復旧作業との競合などにより、効率的な復旧作業ができなかった。	○被害の状況を正確に把握する手段を確立する。	○漏水情報を正確に管理図面にプロットするなど、状況の整理・分析を行い、具体的な応急復旧の行動計画を策定することを震災対策マニュアルに明記し、迅速かつ効果的な応急復旧体制を確立する。	年度内に見直し又は実施
応急復旧	○上水道の速やかな応急給水を限られた人員で実施しなければならなかった。	○給水区域内の市と役割分担を明確化し、速やかな応急給水が実施できるよう連携を強化する。	○水道局本局に震災対策本部を立ち上げ、千葉、船橋及び市川には現地対策本部を設置し、応急給水及び応急復旧活動を実施した。	見直し又は実施済
			○今後、給水区域内の11市と協議し、役割分担を一層明確化し、スムーズな給水活動を行えるようにする。	年度内に見直し又は実施
計画停電	○県立7病院では、いずれも自家発電装置が整備されているが、震災を契機に各病院の非常用電源設備を点検した結果、設備の更なる増強等が必要となった。	○停電時の対応・対策を強化する。	○がんセンターでは外来診療の継続に必要な電力確保のため、佐原病院では救急対応の必要性からCT・X線用に必要な電力を確保するため、自家発電装置の増設を行っている。また、こども病院では電子端末用の無停電電源設備を新たに整備している。 ○救急医療センターにおいては、災害時に果たす役割を考慮し、自家発電装置の稼働時間を延長するための自家発電装置用燃料タンクを増設している。	見直し又は実施済
計画停電	○酸素療法や喀痰吸引が必要な入所者のいる高齢者施設のうち自家発電装置が整備されていない施設について、停電時の処遇に苦慮した。	○自家用発電装置を整備してない施設を把握し、機器の電源を確保する。	○非常用自家発電機設置補助事業を創設し、酸素療法や喀痰吸引が必要な入所者のいる施設について、これらの機器の電源を確保するために必要な自家発電機の導入に支援を行う。	見直し又は実施済
計画停電	○長時間の停電により、在宅難病患者の人工呼吸器等の電源を確保する必要があった。	○在宅難病患者の所在を把握し、機器の電源を確保する。	○東京電力で自家用発電機の貸し付けを行っている旨、在宅難病患者者に周知する。 ○県として、在宅難病患者用の非常用電源装置を県内の希望する難病医療拠点・協力病院に設置し、在宅難病患者者に貸し出す。	見直し又は実施済